

令和5年度認知症対応型共同生活介護事業所開設事業者募集に関する質問・回答

No	項目	質問の要旨	回答	質問日
1	応募条件、資金計画	<p>1. 法人の所在地（登記簿上の「本店」または「主たる事務所」）が宮崎県内でない場合、応募は可能か？</p> <p>2. 法人の所在地（登記簿上の「本店」または「主たる事務所」）が宮崎県内でない場合、補助金は対象外となるのか？</p>	<p>1. 法人の所在地に関しては評価項目の一つであり、応募条件ではないため、法人の「本店」または「主たる事務所」の所在地が宮崎市内または宮崎県内にない場合でも、応募は可能です。</p> <p>2. 補助金に関しては、応募を行う法人の登記簿上の「本店」または「主たる事務所」が宮崎県内にない場合、対象外となります。</p>	9月26日
2	地域住民への説明、応募書類（収支決算書・改善報告書・納税証明書）	<p>1. 開設予定地に接する土地所有者や地域住民等に対する説明について、近隣が集合住宅（アパート・マンション）の場合、対象は所有者のみか、入居者全員か。</p> <p>2. 直近2年間の収支決算書について、全ての書類提出が必要か。または、貸借対照表や損益計算書などの、重要な数字が分かる書類のみで問題ないか。</p> <p>3. 改善報告書について、提出するのは宮崎の事業所分か、法人全部か。また、これは何を指しての改善報告書か。行政指導や実地指導の対象になった案件に対する報告書か。</p> <p>4. 直近の納税証明書（法人・代表者）について、「宮崎市 法人市民税 最新年度 納税証明書」または「滞納無証明」のどちらか。</p>	<p>1. 地域住民等への説明に関しては、説明の対象や範囲、方法について指定はしていませんが、円滑な施工工事及び開設後の運営を確保するため、開設予定地に接する土地所有者や地域住民等に対しては、説明会を行うなど、開設予定の事業所・施設について十分な理解や協力が得られるよう努めてください。</p> <p>2. 決算書については、貸借対照表と損益計算書のみ提出で構いません。</p> <p>3. 貴法人が運営する、宮崎県内の事業所に係る改善報告書を指します。過去3年間に実施された運営指導等において、文書で指導または助言を受けている場合は、提出が必要です。</p> <p>4. 応募資格である「市税の未納がないこと」の確認として提出を求めているものであるため、すべての宮崎市税に滞納が無い証明である『滞納無証明』の提出をお願いいたします。</p>	10月27日